

リスクの確認及び投資家表明事項

1. 私は、山口ソーシャルファイナンス株式会社（以下、「取扱者」といいます。）を通じて個別に締結する匿名組合契約に関して、出資金の元本が保証されていないことを理解しています。
2. 私は、締結しようとする匿名組合契約における分配金が匿名組合契約の営業者（以下、「営業者」といいます。）の売上に基づいて算出された分配金に限定され、匿名組合契約が終了した場合においても、分配金額とは別に出資金の返還を受けることが出来ないことを理解しています。
3. 私は、締結しようとする匿名組合契約が営業者の営業の結果により、出資金の元本欠損が生じることを理解しています。
4. 私は、締結しようとする匿名組合契約において取扱者及び営業者の業務又は財務の状況の変化を直接の原因として損失が生じる恐れ（以下、「リスク」といいます。）があることを理解しています。各匿名組合契約固有のリスクは事前に契約締結前交付書面等にて確認します。
5. 私は、締結しようとする匿名組合契約に金融商品取引法第37条の6に基づくクーリングオフの規程は適用されないことを理解しています。
6. 私は、以下に該当しないものであることを申告いたします。
 - (1) 未成年者で法定代理人の同意を得ない者
 - (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人
 - (3) 恩給、社会保険給付等により主として生計を維持し、余裕資金を持たないもの及び生活保護法適用者
 - (4) 長期入院患者等、随時連絡が取れない者及び自宅療養者等医療費が収入の一定額を占めている者
 - (5) その他、金銭債権に対する匿名組合出資を行う適合性に欠けると認められる者
7. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関

係を有すること。

8. 私は、自らまたは第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いての取扱者及び営業者の信用を毀損し、または取扱者及び営業者の業務を妨害する行為、⑤その他これらに準ずる行為、のいずれも行わないことを確約します。

2015年6月1日制定